

令和 7 年度 伊方町立九町小学校いじめ防止基本方針

伊方町立九町小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、九町小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識の下、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止対策に全教職員で取り組む。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

P T A、民生児童委員等とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、月一回の職員会は、校内いじめ防止対策委員会を兼ね、児童の些細な変化やトラブルを共有し合い、組織的な対応を考える場とする。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組 【別表】

4 重大事態への対応（教育委員会や関係機関等との連携）

- (1) いじめにより児童の生命に危険が生じた疑いや、学校に登校できなくなっている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。これは、児童や保護者等からいじめにより重大事態に至った・至っている・至る恐れがあるという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切な措置を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報（プライバシー保護への配慮を行いつつ）を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解・反省し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

7 取組の評価と検証

いじめ問題への取組等について、P T A総会で学校長が説明する。そして、いじめ対応について定期的に自己評価を行い、学校関係者評価と合わせてその結果を公表する。